

平成 17 年度 第 2 回米子市行政改革推進委員会 議事概要

1 日時 平成 17 年 11 月 25 日(金)午後 2 時～午後 5 時 30 分

2 場所 米子市役所 401 会議室 (4 階)

3 出席者

委員 (五十音順)

足立委員、岩坂委員、大下委員、後藤委員、斎木委員(副委員長)、杉谷委員、住田委員、田中委員、田村委員(委員長)、中村委員、森田委員、山本委員、米澤委員

(赤井委員、黒田委員は所要により欠席)

行政改革推進本部・幹事会等

角行政改革推進監、亀井職員課長、妹澤企画課長、山本市民参画課長、山西総務課長、財政課松本主計員

事務局 前谷行政改革推進室長、宇田室長補佐、齊下主幹、八幡主任

4 傍聴者 1 名

5 会議の概要

(1)開会

(2)委員長挨拶

(3)報告

第 1 回委員会の概要等について

(資料 1 により説明)

(4)議事

議事 1 大綱の名称及び具体的施策の体系の変更について

(資料 2 により説明)

議事 2 米子市行財政改革大綱(案)について

(資料 3 により説明)

議事 3 その他

(5)その他

次回日程連絡

(6)閉会

6 議事の概要

(注：事務局による資料説明及び委員長による議事進行上の発言者の指名等は省略しています。また、発言内容は要約して掲載しています。)

報告

議事に先立ち、前回の議事概要及び前回指摘事項に対する考え方や請求された資料について事務局から報告、説明した。委員からの質疑はなかった。

資料 1 第 1 回米子市行政改革推進委員会における主な質疑・意見と検討事項の調整結果

説明者 事務局(行政改革推進室 宇田室長補佐)

議事 1 大綱の名称及び具体的施策の体系の変更について

資料 2 により、事務局から説明した。委員からの質疑はなかった。

資料 2 大綱の名称及び具体的施策の体系の変更について(案)

説明者 事務局(行政改革推進室 宇田室長補佐)

議事 2 米子市行財政改革大綱(案)について

資料 3 により、大きな項目ごとに、事務局からの説明と委員会の議論を、繰り返し行った。なお、資料 4 は参考資料とし、説明は行わなかった。

資料 3

説明者 事務局(行政改革推進室 宇田室長補佐)

【第 1 策定の趣旨】

米澤委員 行政改革会議の趣旨からいって、将来の新まちづくりの計画については別だということだが、意見としては、これが行革の問題で、これが将来の検討の施策だとかいう区分けはできない。当然、そういった意見は、入り混じって出てくるが、それは自由に発言してよいか。

田村委員長 意見は、出していただき、それが行財政改革大綱の中で対応できるものはいいいし、その他のものは、具体的な内容によって、この場でこういう意見が出たということを担当から伝えていただき、その担当課で、こういう意見があったということで、検討していただく。そういうことでいいと思う。事務局はどうか。

事務局(行政改革推進室 前谷室長) 結構です。

山本委員 最後のところで、市民に何をしてほしいかといことをもっと明確に強く出していいのではないかと。

というのは、お任せ行政というか、いろいろと注文はつけるが、自分自身は何もしないという市民が、多いのではないかと思う。

具体的に自分が何をすればいいかということが、強くは感じられない。もっと、市が市民にこうしてほしいと、こういう具合に参画してほしいということを強くだされたほうがいいのではないかと思う。

田中委員 各自治体の行政改革大綱をホームページで事前に調べてきた。趣旨はもっともだが、一般市民が見たときに、このようにずらずらと書かれては、ここで退けてしまって、つぎに進みにくいということがあると思う。

セミタイトルとして、例えば、1 番には、厳しい財政状況、2 番目は新たなシステム、3 番目には協働を推進していくと、そして最後に、先ほど委員さんが言われるように、市民の皆様へのお願いといった、何かのセミタイトルをつけたほうがいいのではないかと思う。

それと、もう一点、資料番号のつけ方は、今回第 2 回委員会ですので、2 の 1 とか 2 の 2 のほうがいいのではないかと。

中村委員 先ほどの意見に関連してですが、箇条書きとかそういうものを中に入れてまとめられると分かりやすいと思う。同じようなことは、なるべくまとめていただいたほうがわかりやすい。

田村委員長 記述の仕方については、あとでご相談したいことがある。

策定の趣旨については、順番を追って、先に進んでから、また必要に応じてもどって
くるといふこともあるが、いかがでしょう。

後藤委員 ここに書いてあることは、厳しい財政状況があって、合理化していかなくては
いけないという話があって、つぎに協働を進めていくという話があって、タイトルを
つけるということだが、私としては、ここにもう一つ、入れてほしいことがある。

それは、市民の側に知恵と力をつけるというか、なかなかうまい表現ができないが。

先月、淀江中学校の松の植栽のことが新聞にでていた。あれは行政改革の一環の中で、
コストを出すわけにはいかないということで、一旦、伐採の方向で決まっていたものだ
が、それが市民の方の力、ボランティアの方とか、これは自分たちにとっても親しみ
のある松だから、切るわけにはいかないという声があがって、結局、市民の力で守って
いくということが決まったという顛末だったと思う。

それで、これを冷静に考えると、その地域の方の愛着やその地域の方で守っていくと
いう気持ちやエネルギーもあるわけだから、民間から、こういうことをやろう、自分た
ちでこんなことをやろうというような発想がでてくるしくみづくりが必要だと思う。

これをすることで、市がいらざるカネをださなくても、市民が自分たちの情熱で、も
しくは自分たちが楽しむ一環の中で、市が削減できるもの、あるいは市がお金をださな
くても町の活性化につながるもの、というようなものが出てくると思う。

それが結果として、市の財政に資すると思う。

少し遠まわしな施策にはなるかもしれないが、何とかお金を使わずに知恵を使って、
市民の機運を盛り上げて、知恵を出し、行動を起こさせる。そういう施策のあり方もあ
っていい、特に行財政改革の一環の中で、あってもいいのではないかと思う。

そういう趣旨のことを、もし入れられるのであれば、入れたほうがいいと思う。

足立委員 この中で施設等の維持管理コストに配慮した財政運営というのがあるが、た
とえば松江市の例では、松江の運動公園に入るだけで200円駐車料金をとられる。東
山はゼロです。

私は、娯楽とか市民が利用するところは有料のところがあってもいいと思う。

条例をかまうだけで、すべてのところから料金が入ってくるわけで、それが行政のた
めのお金になってくる。そういう意味で、施設の維持管理コストに配慮した財政運営の
中で、いかに有料か無料かということを区別していくことが必要だと思う。

先程の委員が言われた松の木の問題もそうです。

例えば、米子市職員の場合、どうかは分からないが、われわれも含めて自分の会社に
とめれば、自分の会社に駐車料金を払っている。

いろんな意味で外貨をつくることで、その地域のいろんな運営ができる。

米子市の施設を維持するうえで、そこはいいけどここは費用過多だから管理できない
ということになるといけない。

有料か無料かを区別して、やはり有料化するものは、有料化するということが必要だ
と思う。

田村委員長 具体的なことについては、また後ろのほうのページにあります。

住田委員 行財政改革と財政健全化プランも含めて、総合計画との整合性をきちんとつ
けてほしい。いままでも行財政改革ということではいろいろやってきたが、全く総合計画
との整合性が何もない。総合計画は、よく議会に話が出るが、何をやるにも、どうも、
進まないということもある。せつかく、行政改革が、市民の皆さんにも出て行くわけだ
から、総合計画の中に、これとの整合性をきちんとつけてほしいと思う。

角 行政改革監 冒頭に、市民に何をしてほしいかを明確にというご発言の流れの中で、
淀江中学校の松の件についてお話があったが、これは、いささかやり方が乱暴ではあ
ったが、結果的には、地域のボランティア、市民の皆さんの力を引き出すことになった。

これは私も着目すべき出来事であったのではないかと考えている。

というのは、あたりまえのことだと思っていることでも、やはりコストがかかっているということ、そしてこのコストは誰が負担するのかということになってくると思う。

施設が有料か無料かということについても、やはり有料か無料かというのは、コストは何でまかなうか、市民の税金を使うべき施設なのか、それとも特定の便益のためであるのなら、税金以外の使用料手数料等特定財源であてるべきものか、その辺を十分にふまえて検討していく必要があると思う。

それから職員の車のことですが、本庁の場合は、個人で民間駐車場と契約しているが、出先の職場では公共用地に駐車しており、これは駐車料金を個人負担させるという作業を今行っており、来年度から実施の予定です。

最後に、総合計画については、いわれるように、総花的というか、夢をいうような網羅的な計画という面があったのではないかと考える。それが果たして財政計画と整合を保っていたかという自らのことながら若干疑問にも思っている。今後、新年度に総合計画をつくるが、これは、やはり実態をふまえ、現実を見据えて、実現可能な計画にすべきであるという、その辺の意思統一を図っているところだ。

【第2 改革の目標】

米澤委員 先ほどの策定の趣旨にももどることになるかもしれないが、新聞記事で、境港市の行政改革を検討する委員会で、行政改革をすると同時に、将来どのようなまちづくりをめざすかということ、市民に対する希望を持たせてくださいという内容があったことを覚えているが、そのことが抜けていると思う。

行政改革と同時に将来どういう展望が開けるんだということを考えながら、プログラムを作らなくてはならない。

行財政改革プランが土台になり、そのうえに新まちづくり計画がある。整合性というのはそこで出てくるのではないかと考える。せっかく行政改革推進室が先に手がけたわけだから、その辺はリードして、何とか連携をとっていただきたい。

もう少し柔軟に考えていかないと、市民の目線が抜けていたり、自治体だけの考えの押し付けになってみたり、そういうことがあってはならないわけです。

そこで、改革目標のところでも市民参画の事が出ていますが、情報公開というのは、全くなくなったのではないかと。それはこれでよろしいでしょうか。

それと、先程、申し上げた、行政改革と同時に将来施策というものはどうされるのか、切ってはなされるものなのか、そこら辺を頭にいれながら、検討していくべきだ。

事務局(行政改革推進室 宇田室長補佐) 2番目の目標の中の、行政の透明性という言葉、情報公開あるいは積極的な情報提供も含めて透明性の高い行財政運営も含めて表現している。情報公開がなくなったというわけではない。

角 行政改革監 境港市の例をあげていただいたが、確かに将来展望、まちづくりというものが、この中に見えてこないということだろうと思います。

行財政改革というものは、とりたてて特別なものではないと思う。これは、民間企業でいえばあたりまえのことであって、行政でいえば財政基盤を確立するというごくあたりまえのことです。

諸々の施策、総合計画をはじめ、新市まちづくり計画や福祉関係の次世代総合計画とか各分野の施策展開を図っていくためにも、これが土台なので、あくまで、そのツール、手法として、いかに合理化するか効率化するか、それによって改善効果をあげるかという当たり前のことをここで審議ねがって、この計画を作り上げて土台にしていこうということです。独立してこれから作りあげていくのではなく、行政改革は、全ての多様な

行政分野の行政遂行について結びついていると、考えている。

田村委員長 この大綱が一方にあって、それを意識しつつ、まちづくり計画や総合計画が作られていくということですね。

後藤委員 目標の3のどこかに「行動力・低減力のある市民を育てる」という観点をどこかに入れていただければと思います。

田村委員長 公共サービス、公共的サービス、行政サービスについて、違いがなければ統一していただきたい。

【第3 主要課題について】

委員 具体的な施策の中に、推進計画を策定してそれらに基づいて進めていくというところがあるが、今後の検討の仕方あるいは計画の策定についてはどういう形でやられるのか。

事務局(行政改革推進室 宇田室長補佐) 民間移管、民間委託、定員適正化計画については、それぞれ内容が関連しており、市の内部で検討して策定していく。

田村委員長 委員会審議会をつくってやるかどうかは分からないが、市内部で作ってやっていくということですね。

山本委員 行政評価制度と監視機能について、前回も質問があって、3年間で事務事業を見直ししているということだったが、今回は、最終的には、政策評価にしたいということだが、監視機能、行政評価制度そのものは、事務事業のもっている情報を外部にだすべきではないかという気がする。それが一点。

それから、事務事業の縮小・廃止について、例えば国や県からの委託事務が、税源移譲ということはあるにしても、これをどのようにして縮小廃止はできるのか。できないものもいっぱいあるのではないかと思うが、そこのところがよくわからない。

それから、三番目に外郭団体については、外郭団体の内容を、一度資料をいただかないとわからない。例えば理事が10名以上とか、民間会社では、よほど大きくないと、理事10名というのはよくわからない。

それから、米子市土地開発公社など、同じような土地に関連した団体はひとつにしてしまったらどうか。その場合、人員整理ができるのかどうか。あるいは地方公共団体の職員と同じような扱いで難しいのかどうか。こちら辺がよくわかりませんので、その辺の資料もあわせて、ひとつ、教えていただきたい。

角 行政改革監 外郭団体の件については、今回、口頭でお答えしたうえで、後日資料も致します。

はじめに、監視機能について、事務事業評価を、17年度1000近くの事業の評価をしている。今、やっている事務事業が、時代の変化にマッチしているのか、漫然とやっているのではないか等、いろんな角度から分析を客観的にやっている。あくまで内部ですが、客観的に分析して、それをフィードバックしていきたい。これはホームページで公開します。

また、今回は、さらに、行政施策の評価を着手していきたいということがある。

当然、内部ですので、当然、監視機能の成果があるのかどうかということがある。そういう意味では外部監査なども検討はしている。

次に、事務事業の縮小廃止ができるのかについて、確かに簡単にはできないと思う。特に、市民サービスに関連してくる施策の見直しについては、いままでも、ある程度はやってきたが、これまでは一律削減といった画一的な内容でしかできなかった。規則的に続いているものを根底から見直すということになると、非常に利害得失がかかわるの

で、我々、行政関係では限界性も感じており、第三者機関や一般的な市民の目で見ただけで判断していただくかという考えもある。しかし、これは、コストがかかっている事務事業であり、コストと市民の税金をにらんでやっていくということなので、これは、我々が個々に具体的な事務事業名をあげながらやっていくという気持ちで、今はいる。

最後に、外郭団体の定義は明確にはない。市が設立要請して基本財産の2分の1以上を出資している団体という考え方では、合併後で12団体がある。

この中には、理事10人という団体もある。今、問題になっているのは、外郭団体の理事長が市長や市議会議長の兼職になっているということ。法令には、抵触しないが、果たして自治体と法人のかかわりの中で、それがいいのかどうかということが、鳥取市でも問題になっており、米子市としても早急にこういうことをなくせと市長も言っていますので、我々も、外部の方も含めて適任者を探して交代という考えでいる。

あわせてご指摘いただいた理事の人数につきましても、問題にしていきたいと思っている。

外郭団体の統廃合については、米子ゴルフ場を運営していた米子市福祉事業団が撤退するという決議をし、明日、告示する。いろいろと経過があり、民間の経営者を募集したが、これに伴い福祉事業団の存在意義がなくなった。

それと、指定管理者制度の適用に伴って、外郭団体の一部も指定から完璧に外れた団体があり、必然的に、今年度末をもって、存在意義のない外郭団体は、解散することが必至となっている。これも行財政改革大綱の実施計画の中で、表していきたいと考えている。

田中委員 行政評価制度と監査機能というところは、以下全ての項目の上位項目だという気がしています。つまり、次からいろんな施策があるわけですが、それがうまくいっているのかを果たして誰がどうチェックするのか、その機能が明確でないと、やはり何かあったときに奇麗事をいっているだけじゃないかという批判を受けると思うんです。

先程、外部監査も考えているということでしたが、むしろ積極的に、第三者の監査をいれるということをして、一番にいれておいたほうが、市民のかたも、外部が評価してるのだなとか、あるいは自分もそこに参加できるんだなということがわかると思うので、是非とも入れてほしい。

角 行政改革監 監査が上位にくるという考え方もございますが、最終的に行政改革大綱の進行管理や成果は、今後、随時オープンにしていきたい。その中で当然、ご批判も含めて、最終的には市民の方に判断していただくということで考えている。

外部監査制度を具体的に入れるべきではないかということについては検討させていただきたい。

米澤委員 本来の行政評価というのは、事務事業評価制度というのが基本じゃないかと思う。予算と目標と成果をどうブランドゥシーでどうみていくかというのが課題だと思う。それに上司のチェックを入れていこうということで、同じものをどう捉えていくかということで、片一方は職員のほうの、後で15番目のところで出てくると思いますけども、それと、この1番で出てくる具体的なものと、私はそういうふうに捉えています。

それから、事務事業でいえば、国と県の仕事が、これは5割以上あるんです。それを交付金や補助金が落ちてきますから、そういう中で仕事が減っていくのを、どういうふうにこれを廃止して、それに対して人員を減らしていくのか。あるいは余剰人員にどういう仕事をさせていくのか、市民にむけた活動をしていくのかということ、その辺が抜けている。

言いたいことは、中央や県の仕事がこれから減ってくるのですから、それについての

見直しは載せなくていいのかということです。

それから、外郭団体の改革についてお願いしたいのは、各団体の透明性をはっきりしていただきたい。つまり、それぞれ決算というものを公表して、市民の目に耐えるようにしていくことが大事なわけです。

何も外郭団体だけに経営させる必要はなく、市民が参加してやる方法もあるでしょうし、そのためにも早く透明性を求めていくということを1項目つけくわえたらどうかかと、私はそう感じます。

角 行政改革監 事務事業評価は、目標と成果を踏まえてというのは、全く同様、同感で、そういう方向で進めていきたいと考えている。

あと、国県の事務事業が5割以上ということの中で、果たして人員を減らせるのかということですが、以前の機関委任事務が、今は法定受託事務に変わっており、相当のウエイトがあります。これの10分の10の国の委託金が、今は交付金になり、交付金も、実際は減っている。

ただ、この事務事業を市の全面的な裁量のもとで、これを縮小したり廃止したりすることはできない。

そういう実態はありますが、定員適正化計画で定員削減を実行しようとしているのは、これは事務事業のやり方、民間移管なり民間委託との連動、セットで、事務のやり方を変えていく中で、職員の退職不補充なり退職干渉制度なりを駆使して人員を減らせると思っている。

外郭団体の透明性の問題ですが、まさにいわれるとおりだと思う。外郭団体の実態というのが市民に知らされていないという現実があり、そういう意味で、今後、外観団体との連結決算を行っていく中で、決算だけでなく具体的な現状も明らかにしていく努力をしていきたいと思う。また、団体にも要請していきたい。

後藤委員 民間委託等や退職干渉するとかそういうことで定員適正化を図っていくということだが、それでも当面の間は、いままでと比べれば余剰の人員は生じると理解してよいか。

それで、その人員をどう活かすかということについて、もう少し明確な議論があってもいいと思う。できるならば、この際、積極的に市民の行動力、活動力、提言力をつけるような方向で、人をいかしてしていけないか。

住民票の発行なども民間委託できないかどうかをテストするというニュースが出ていたと思うので、これが実施されるとなれば、なおさら、余剰が生じますので、その辺のところをお願いします。

角 行政改革監 合併によるスケールメリットが働くので、余剰人員はあると思っている。また、事業手法を変え、民間移管、民間委託することによる定員削減の中で、一時的な、余剰が出てくる。人的な活用策の一つとして、市民の活動の力を上げていくような手立てに、展開していく施策が非常に必要だと思っている。

市場化テストの対象に住民票、印鑑証明等も加わるようですので、そうなればますますそういう視点というものが重要になってくると思っている。

【第4 具体的施策の8から15まで】

杉谷委員 次回の委員会で外郭団体の資料を出すということだが、資料の中に、不動産をもっている外郭団体があれば、簿価と直近の価格との差額をあげていただきたい。

あわせて、債務保証と損失補償について、今の予算で議決を受けているものと実際に契約を締結しているものについて、外郭団体ごとに資料をお願いしたい。

角 行政改革監 債務保証と損失補償について、基本的には損失補償をする場合には全

て議会で議決を要する。債務保証は、地方公共団体は基本的に民間法人等の債務保証はできないが、例外的に特別法人の土地開発公社については債務保証がないと銀行融資ができないという実態がある。次回の外郭団体の資料のほうに明記していきたい。

土地開発公社については、地価の下落にともなって、いわゆる塩漬けといわれるような土地をもっており、将来計画のある土地も含めて簿価で、100億ちょっと位の金額、一覧表を資料提供するが、件数が相当あり、時価・実勢価格を調べていないはずで、土地開発公社に照会するが、ひょっとしたら、要望にこたえられないかもしれない。

米澤委員 11ページの連結決算バランスシートの作成について、自治体の会計は現金主義だ。バランスシートをわざわざ作っていくというのは、検査のためにつくるのか。それとも仕事としてそういう流れがいいということか。

角 行政改革監 役所会計は現金主義でありバランスシートを作成しなければならないものではない。

ただ、表面的な財政状況だけでなく、外郭団体の債務保証等、最終的に自治体の負債になるものもあることを明らかにしていきたい。現在、都道府県と政令指定都市に限っては、作らなければならないことになっており、米子市は必ずしも作る必要はないが、国が求めているということではなく、作っていききたいと考えている。

米澤委員 自治体の資金は現金で、不足する部分は金融機関から借り入れている。そこで借入の場合には金利がつき、そこに時間の概念が生まれ、有効に資金を使おうといういわゆる投資の概念や減価償却の考えが出てくる。そこで、職員に金利の概念を植え付けていかなくてはいけないと思う。

この間びっくりしたが、テレビで市の税金と保険料の滞納二十何億を職制の方が夜遅く熱心に対応していて、感心したが、だけど金額は二十何億だということで、これも行政サービスです。

たまに叱られるが、代表的なものを公にしてはどうか。市民の協力がなくてはいいないが、いまからでも、そういう体制を作ってほしい。

それから、10ページ2番自主財源の確保のところだが、ここで、企業誘致について米子市は率先してやっていくのか。私が感心したのは、やはり片山知事が最近もこれに着目している。

交付金や譲与税がこれから減っていく。仮に消費税があがったとしてもわずかなもので、所得があがらないからわずかしかはいってこない。交付税だって全体額がへってくるので、減ってくる。

そうすると、自主財源を何からとってくるかということ、これは市長さんがおっしゃるように、生活充実都市を早めにつくっていただき、米子市に是非、来たい、生活しやすい米子に是非やってきたいというそういうところをだしていただきたい。

それから、いま県外から誘致して工場をたてようとする、まず、税務課、建築確認で確認申請にいかなくてはいいない。それから、土地の件では都市計画課なりにいかなくてはいいない。ほかにもあるかもしれないが、これでは嫌気がさします。そうではなくて、企業に着てくださいという横断的な窓口とか仕事をてがけていかないと。

せっかく事務事業が減っていくのだから、もっと優秀な人をそういうところにつけていただいて、是非、よその市にさきがけてつくっていただくように。

お客様をたらいまわしにしない。積極的にこちらから出向いていく、そうすれば、雇用も増えます、税金ももらえます。すべて米子市がうるおってきます。

これはとてもできることではないが、着実に地道に、自主財源をふやすのはこれしかない。

それから、職員組合との関係では、対決と交渉ではなく、これからの米子市はどうあるべきかを話しあう、新しい協議の場をもち、それを市民に情報公開してはどうか。

米子市が一体となつてとりくんでいることを示していかないと、市民も心配している。執行部はやるうとしているけども、下部で承諾がえられないんじゃないかと。

そういうことになってはいけないので、とにかくオープンにして、しかもマスコミに公開をして、執行する責任は執行部にあるわけで、組合のほうは意見をどんどん出していただいて、おそらく協調してやるという意見もできますので、そういう場をつくるということ、ここには欠けているので、是非ともこれはとりあげていただきたい。

角 行政改革監 委員さんのご提言は承知しました。ひとつは、我々役人にかけている金利の概念ですね。成果だけでなくそこには、時間とコストがあるという概念を徹底していくんだと、それがひとつと。あとなんと言っても自主財源の最たるものは企業誘致であると。

あと、ワンストップサービスの窓口ということでは、いま一階にフロアマネージャーをおいていますので、効果が発揮できているかどうか検証してみたいと思います。

最後に組合との関係ですが、交渉ではなくて協議の場をもち、オープンにしていくということですが、実は、私どももそういうふうには考えています。組合は交渉でどうこうするのではなくて、行財政の健全化に向けて我々以上に考えている部分もありますので、その辺を、もう少しあきらかにしていきたいと思います。

齋木副委員長 指定管理者のことですが、自治会には、公園・遊園地等がある。指定管理者の管理はどこまでか、大きな公園だけの指定管理者かを伺いたい。

角 行政改革監 先日、指定管理者制度の選定結果を公表した。そのひとつが屋外体育施設も含んだ公園で、従前の外郭団体の公園協会から民間法人に管理が移ることとなった。指定管理者の管理する公園は、市が直接管理責任を負っている都市公園であり、委員さんがいわれた自治会にある個別の地区の公園と児童遊園地は対象ではない。

山本委員 負担金補助金の見直しについては、この内容は、合併協議会である程度市民に知らされたが、この内容はあまりよくわからない。

いってみれば抵抗勢力というか、議会もからむので非常に難しいのではないかと思う。

何年間やったらやめるといった期間を入れたものを決めてやらないと、これは難しいと思う。

後藤委員 さきほど企業誘致の話があったが、業を起こすほうの起業のことをもりこんでいただいたらと思う。

それと借地料について、徹底した減額交渉というのは、いつごろからされているのか。地価の下落ということだが、近傍類似から算出したものを100として、現在の借地料がどれぐらいの指数を示すのか。それから、減額を請求して審判として決めてもらうことはできないか。

角 行政改革監 減額交渉を本腰でスタートしたのは平成13年。3%減でとりあえず合意したが、条件がつき、当分据え置きということになった。17年4月から再度交渉し、5%減で基本的には合意した。ただ、その間に個別の案件で、公園とか支障のない宅地については、基本的には買わせてくださいというわけですが、なかなか合意にならず、返還したいということをして個別案件でやった結果、基本的に3分の2、3分の1までおとしてきたということもなかにはやってきた。

2年前に、いわゆる借主の減額請求権を、法的に行使する余地はないかということで、弁護士事務所と協議した。その際に、参考までに近傍類似のデータを概算で出せないかということをしていわれ、ある程度の概算のデータはもっている。

場合によっては、こういう法的手段もありうると考えている。

中村委員 9番の3のミニ公募債のことについて、内容を教えてください。

角 行政改革監 ミニ公募債は、国債や通常の地方債と異なり、それが何に使われているかがわかる地方債で、例えば学校の建設とか保育園の建設とか特定の目的のために、

居住地の地域住民に限定して公募する。これをやったのはこの近辺では南部町、旧西伯町でした。

その意義は、住民に、行政にできるだけ参加していただくということ。

通常、償還期間は、3年から5年で、債権としては比較的短く、単位も万単位と買いやすく、利回りも国債よりも少し高め、資産運用的にも不利ではないと思っている。

要するに、市政への関心を高めていただく、参加していただくというひとつの媒体ではないかと考えている。

中村委員 市に有利なのか。

角 行政改革監 利子が若干高めですので、財政的には、市役所は不利ということになるが、市民の皆さんは有利ということになる。

森田委員 8ページに一時借入金の入札がとりあげられている。これにあわせて公庫資金、銀行資金などの借り入れについても、入札制度を取り入れるような方法を考えることができないか。

徴集率の向上については、滞納の解決に向けて管理職の皆さんが徴集に回っていただいております、感謝しています。これにあわせて、特別職も含める形で特別チームを編成して徴集をしていくことができないか。そういったことができれば、職員の皆さんも本腰になっているという感覚を感じ取られるでしょうし、納税意識の改善につながるのではないかと思います。

もう一点、受益者負担の見直し、行政サービスの原価を再検討しながら見直ししていくということだが、これを少なくとも3年とか5年とかいうサイクルで見直しするというような表現はできるのかどうか。そういう方法で3年に一回は見直すということをやったらどうか。

角 行政改革監 短期資金の一時借入金は、当然、入札もあわせて実行しているので、借り入れ銀行は一つ一つ変わっていくというのが実態だが、ベースは指定金融機関というウエイトもある。長期資金についても、県が入札をやっている、米子市もやらせていただきたい。

それと、税金ですが、合併後で、滞納が16億9千万円あり、鳥取市・松江市以上の滞納がある。

ご案内のとおり管理職全員で夜間徴集も含めてやっており、職員の側の意識改革という面もあって、今後も定期的にやっていく。

受益者負担の見直しは、以前は、下水道使用料などは3年ごとに見直すということでやってきた。平成8年に全面的に34の条例を全面改正し、アップしてきたが、平成12年に地震がおきて、そのままになっている。

コスト、原価計算から動くので、場合によっては、下げることもありうる。旧市・旧町の合併協定の中で紳士的な取り扱いという協定があるので、それを尊重しながらいきたいと思う。

田中委員 税の徴収について、滞納額16,9%で、市の税が約170億円程度。そうするといわゆる借地で考えると1.2ヶ月分くらいですね。駐車場なんかですと1.2ヶ月分くらいあたりまえのことであって、コンビニ決済とか、市民の払いやすさを優先するほうがいいのではないか。

もう一点、借地料の減額については、どうしても減額できない場合、新たな保有税をかけることを検討してはどうか。

角 行政改革監 滞納対策ですが、庁内に滞納整理緊急対策本部をつくって、コンビニ収納も含めて検討した。コンビニ収納は、直接的には収納率のアップというより、利便性につながる。納税時に銀行が3時で終わりで支払い手段がないということを使う人も、24時間営業ということになれば、そういうことも言えなくなるという意味で

はいいと思う。

県が自動車税で前向きに考えているようなので、費用対効果ということもあるので、県のやり方をみながら、と思っている。

借地料については、保有税等の制裁的手段がとればいいが、若干、税法上無理だと思っている。そういう意味では、先ほどの法的手段のほうが有効だと思っている。

【会議の進め方等について】

休憩の後、会議の進め方について議論された。

森田委員 これだけの内容を1回でやるのは無理ではないですか。月2回くらい開いて、やらないといけないのではないか。

事務局(行政改革推進室 前谷室長) 資料準備や日程調整等を考えると難しい。

住田委員 第4の具体的施策については、内容としてはほぼ網羅されている。あとは具体的な実施計画が出てから、その中でしっかり議論するということにしてはどうか。

今日のアとの進め方は、皆さん資料を読んでおられるので、説明は省略して、質問と回答だけでいいと思う。

角 行政改革監 そのとおりだと思います。後は、具体的な中味は何かです。実施計画が非常に大きな内容になるので、いろんな議論がでてくる。そういう意味で、実施計画については十分な時間をとっていききたい。基本的なことについては、大綱にでてきますが、今後、具体的にどうするかという点を特に意見をいただきたいと考えるので、今のご意見は尊重したい

住田委員 具体的な姿の段階で、やるということで、今日はもういいのではないですか。

米澤委員 実施計画が出てからでは、もう遅いということはないですか

住田委員 実施計画が出てからでは遅いというような会合であってはいけないと考えている。市民の代表として出ているので、そういうことのない委員会であればいい。

角 行政改革監 実施計画の中では、具体的項目の数値目標をあらわしていきます。ただなにぶんにも自分勝手な傾向もなきにしもあらず、ですので、意見をいただきたいと思います。

山本委員 その点、あらかじめ資料を早く、出せる範囲で出していきたい。

中村委員 実施計画の内容によっては、この大綱が変更になることもありえますか

角 行政改革監 実施計画の審議によっては、関連することもありえますので、その可能性は否定できません。

【第4 具体的施策の16以降】

米澤委員 国の新地方行革指針では、協働の推進に関して、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備に具体的にふみこんでいるが、米子市の大綱案では、まちづくりの支援となっている。一方はミクロで、他方はマクロという感じだが、整合性はどうか。

角 行政改革監 必ずしも国の指針に拘束されるものではなく、あくまで参考にしたい。地域協同を実行するための職員の意識改革と勤務体制については、十分に練ってはいない。問題提起をされたので、次回までに検討したい。

後藤委員 最後のところに市民の提言力、行動力あるいは自主自立的な活動の支援というような表現を18番の(4)あたりにいれてほしい

角 行政改革監 次回までに検討します。

議事 3 委員長提案について

前回、委員長から提案のあった、ワーキンググループによる意見のとりまとめについて論議されたが、ワーキンググループによる検討は行わないこととなった。

その他

次回の日程を確認

7 次回日程

第3回米子市行政改革推進委員会

平成17年12月26日(月)午後2時～ 市役所401会議室